

「政治倫理に関して議長に述べる意見」について

令和4年10月4日

会津若松市議会

議長 清川 雅史 殿

会津若松市政治倫理審査会

委員長 中里 真

会津若松市議会議員政治倫理条例第12条第3項に基づき、以下の通り、政治倫理に関して議長に意見を申し上げます。

意見

- ・本事案が生じた背景や、事案の重大性について広く会津若松市議会議員に周知し、条例に規定される政治倫理基準の遵守を徹底するように求めます。
- ・政治倫理基準に反する活動に対して条例の趣旨に則り、会津若松市議会がその職責を果たすように求めます。

理由

まず本審査会は、議員の活動は、市民全体の代表者または市民全体の奉仕者と

しての位置づけをもつものであれば、当然に最大限尊重されるべきものであるとの考えを前提にしています。さらに、一般的には、市議会議員が自らの立場で、市職員を通して様々な意見等を伝えることは意義のある活動であるとも考えています。実際、審査の過程で、市職員が議員からの意見の重要性を認識していることも確認しました。しかし、そうであるからこそ市議会議員は、一般市民よりも市幹部職員にも接触しやすい立場にあることもまた事実です。そして、少なくとも一部の市職員は、市議会議員との立場が必ずしも対等なものではないことや、時には議員の立場に対してある種の威迫性を感じています。これらは、審査を通じて確認できたことです。とりわけ立場の差による影響は、その性質上、議員が個々の対応の際にいくら丁寧な口調を心掛けていたとしても、容易に解消できるものではありません。つまり、市議会議員は市職員に対してそもそも大きな影響力をもっているのです。そして、本件のような非公開資料の閲覧や事業者決定の重要な時期における市職員との接触という事態が生じた背景には、議員が自らの立場や与える影響の大きさについて十分な認識を欠いていたことがあり、本審査会は考えています。

本審査会は、議員活動に一定の裁量も、それが許容される背景事情もあることは認めますが、他方で信念の末の活動であったとしても、行き過ぎれば利己主義と評価される可能性が増すことについて、もっと意識されるべきだと考えます。

言い換えれば、「一面では市民全体の代表者、または、市民全体の奉仕者としての意義があったとしても、そのことのみをもって全ての活動が許されるわけではないこと」への認識です。そもそも条例は、「政治倫理基準」を定めることをその目的のひとつとし（第1条）、具体的な禁止事項を定めたうえ（第4条）、議員の責務として「政治倫理基準」を遵守して活動しなければならないことを念押ししています（第2条第1項）。つまり、会津若松市議会は条例第4条を非常に重いものとして位置づけているのです。

以上に鑑みて、本審査会は、事案が生じた背景や事案の重大性を含めて、広く全会津若松市議会議員に対して報告内容が周知され、共有されることを望みます。また、会津若松市議会には条例の趣旨を貫徹するために、適切に行動していただきたいと考えます。

以上